

# 教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」  
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。  
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。  
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

## 特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

## 対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしていますが、この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

## 教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。  
対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

| 教育訓練の種類 | 専門実践教育訓練  | 特定一般教育訓練                                | 一般教育訓練                                  |
|---------|---|---|---|
| 給付率     | 最大で受講費用の <b>70%</b><br>[年間上限56万円・最長4年]<br>を受講者に支給 | 受講費用の <b>40%</b><br>[上限20万円]<br>を受講者に支給 | 受講費用の <b>20%</b><br>[上限10万円]<br>を受講者に支給 |

## お問い合わせ

### 講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課  
03-6758-2828/2825/2824

### 講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
03-5253-1111（内線5398）

### 教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)